

こども・若者支援等ウェブサイト制作及び情報発信業務委託仕様書

1. 委託事業名

こども・若者支援等ウェブサイト制作及び情報発信業務

2. 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

3. 事業目的

学生等の若者を主なターゲットとし、結婚・子育て等の自身の将来に係るライフイベントを自分ごととして前向きに考えるきっかけとなるコンテンツを提供することで、若者の結婚・子育て等に係る意欲の醸成を図る。

4. 業務内容

- (1) ウェブサイトの制作及び運用・保守
- (2) 県 Instagram「こむすび県にいがた」及び(1)ウェブサイト等で発信する記事・動画の制作
- (3) (2)制作物等の発信
- (4) SNS等による広報の実施
- (5) 本事業に係る効果測定及び評価業務等

5. 具体の業務内容

(1) ウェブサイトの制作及び運用・保守

ア ウェブサイトの制作

(ア) ターゲット

以下を主なターゲット層とし、ウェブサイト名は受託者の提案に基づき県と協議の上、最終的に決定すること

- ・大学生、短期大学生、専門学校生
- ・高校生
- ・上記以外の若者（16～29歳）

(イ) 掲載内容

以下コンテンツの掲載を予定。ただし、掲載内容は現時点での想定であり、今後運用する中で掲載するコンテンツを追加する可能性もあるため、それを加味した構成とすること

- ① 学生向けライフデザインセミナー
 - ・セミナーの実施状況・受講者のアンケート調査結果
- ② 子育て家庭と若者の交流イベント
 - ・交流会の実施状況、参加者インタビュー記事
 - ・参加者のアンケート調査結果
 - ・協力企業の紹介

- ・募集ページのリンク
- ③若者による子育て家庭へのインターン事業（＝こむすびインターン）
 - ・インターンの実施状況、参加者インタビュー記事
 - ・参加者のアンケート調査結果
 - ・協力企業の紹介
 - ・募集ページのリンク
- ④こども・若者未来トーク
 - ・こども若者会議の実施状況、参加者インタビュー記事
 - ・こども若者モニターの結果
- ⑤ライフデザイン支援に係るイベント・セミナー情報
 - ※各コンテンツに係る詳細は委託事業者決定後に、別途県から受託者へ説明することとする
- ⑥その他県所管サイトのリンク
 - ・にいがたライフデザイン-人生の設計図を描こう-
<https://niigata-lifedesign.com/>
 - ・ハピニイ
<https://www.hapiny.niigata.jp/>
 - ・こむすび県にいがた
<https://komusubiken.pref.niigata.lg.jp/kosodate/>

(ウ) ホームページの基本機能

- ①ページ更新管理機能
 - ・ページの作成やデータの管理、データの更新などが、専門的な知識がなくても容易に行えるシステムを構築すること
 - ・具体的には文字の大小、文字色の変更、表の作成、施設情報の更新、リンクの作成、ファイルの添付等が簡単に行えること（CMSや簡易ブログのような管理形態を想定）
- ②県以外の投稿機能
 - ・市町村が主催のイベント情報等を主催者が投稿できるよう、県以外のID・パスワードを付与された者でも投稿できるようにすること
- ③検索機能
 - ・サイト内でフリーキーワード検索ができるようにすること
- ④アクセシビリティ
 - ・常時SSL対応とすること
 - ・JIS X 8341-3:2016 に配慮し、レベルAA 一部準拠とし、AA 準拠を目標とすること
- ⑤SEO 対策
 - ・検索エンジンへの最適化対策等、アクセス向上に向けた対策を講じること
- ⑥動画・マップ埋め込み機能
 - ・別途制作した動画やイベント開催地等を表示したマップが表示できるようにすること

⑦アクセス解析機能

- ・Google Analytics 等を組み込み、県で新規ユーザー数等が確認できるようにすること

(エ) ホームページのデザイン・UX/UI

- ・スマートフォン閲覧を最優先としたレスポンスデザインとすること
- ・利用者が容易に目的のページを見つけられる構成とすること
- ・若者に好まれる色味・イラスト・写真等を活用すること
- ・直感的に操作できるナビゲーション構造とすること
- ・動画・画像を活かしつつ、表示速度に配慮した設計とすること

(オ) データ形式

- ・生成されるページ（データ）は、ウェブ標準に配慮した文書構造とすること
- ・ページのレイアウト、デザイン等に関しては、データとデザインが分離した適切なものを使用すること
- ・作成されたコンテンツは、次に挙げるブラウザに着手時点で最新バージョンでの表示を保証すること

Firefox、Safari、Google Chrome、Microsoft Edge

(カ) WEB サイトの設計・動作確認

- ・業務モデル図及びシステム概要図（ネットワーク図）を作成すること
- ・サイト稼働のために必要なソフトウェア・ミドルウェア・ハードウェア等はすべて受託者にて用意し、インストールや環境設定等（カスタマイズ作業を必要とする場合は、当該カスタマイズ作業等を含む。）の作業を実施すること
- ・サイトの運用イメージに沿った動作試験（設計内容に基づいてハードウェア、ソフトウェア等が設定され、動作していることの確認作業を含む。）を実施すること
- ・独立行政法人情報処理推進機構の「ウェブ健康診断仕様」に基づくチェックを実施すること

(キ) マニュアルの作成

受託者はホームページの運営に支障がないよう、県独自の運用も含めた次に掲げるマニュアルを作成すること

なお、各マニュアルは2部ずつ印刷し、別途データファイルとしても提出すること

- ・作成者マニュアル
- ・管理者マニュアル
- ・障害発生時対応マニュアル（職員側で対応する事項がある場合のみ）

(ク) 県担当者への操作研修

県担当者への操作研修を実施すること

(ケ) 運用支援・保守

サイト稼働後から令和9年3月31日までの期間、ポータルサイト（システム）の運用支援及び保守（サーバ類へのセキュリティパッチ適用を含む）

を実施すること

(ロ)システムに関する非機能要件

①基本事項

- ・可能な限りオープン性の高いシステムとすること
- ・構築後の改修にも円滑に対応できる柔軟性、拡張性を有したシステムとすること
- ・システムのプログラム及びデータはサーバにて保存・管理を行い、クライアント側の操作端末には原則としてプログラム及びデータを持たないようにすること
- ・OS、ミドルウェア等のバージョンアップ、セキュリティパッチ等の適用に対し、柔軟に対応できること
- ・独立行政法人情報処理推進機構の「安全なウェブサイトの作り方改訂第7版」に可能な限り準拠すること
- ・システム管理者は県庁職員とし、3人程度、ページ作成者は県庁職員、市町村職員とし30人程度をそれぞれ見込んでいる

②構成機器・ネットワーク

- ・職員が用いる以下の要件の操作端末（職員用PC）で問題なく、動作できる仕様とすること

CPU : Intel Core i5

メモリ : 8.00 GB

OS : Windows 11

③サーバ等

- ・他のシステムや他の利用者とサーバを物理的に共用する形態でも構わないが、可能な限り本業務のために物理的に占有しているサーバであることが望ましい

(ハ)性能要件

- ・更新管理機能については、複数の職員による同時アクセスも想定した上で、レスポンスを3秒以内とすること
- ・ただし、ネットワーク接続状況や業務要件等の制約上、この制限を越えることを県が認めた場合はこの限りではない

イ 制作したウェブサイトの運用・保守等

(ア)運用・保守要件

- ・原則として24時間365日の稼働とすること
- ・運用停止を行う場合は、1ヶ月前までに新潟県に報告し承認を得ること
- ・運用停止した場合の停止期間は可能な限り短期間とすること
- ・サーバ設置建物の計画停電や県庁内LANネットワークのメンテナンス等の外的要因によるサービス停止は許容するものとする。
- ・障害が発生した場合は、2時間以内に対応に着手し、翌日までには復旧すること。この制限を超えることを県が認めた場合はこの限りではない
- ・納入後1年間、瑕疵があった場合は無償で対応すること。

- ・OS及びシステム関連ソフトウェアのセキュリティパッチ保守を行うこと
- ・年度末に同年度の保守作業結果を書面にて報告すること

(イ)バックアップ要件

- ・データファイル、各種ログ等は1日1回、自動的にバックアップを取得すること
- ・システムの設定ファイル等については、少なくとも変更のあった時点でのバックアップを取得するものとし、障害発生時に1日程度で復旧可能なバックアップ内容及び形態をとっておくこと

(ウ)セキュリティ要件

①データ保護

- ・利用者の各種ID及びパスワードは、暗号化するなど、少なくとも平文のままデータベース内に保存されないようにすること

②不正アクセス防止

- ・サーバ側でアクセス制限を設けるなど、不正アクセス防止対策を適切に実装すること

③各種ログ取得

- ・各種サーバへのアクセスログを取得し、少なくとも1年以上は保存されるようにすること
- ・アクセスログはログインID毎に取得をおこない、不測の事態が発生した場合に履歴の追跡が可能な状態とすること

④ウイルス対策

- ・適切なウイルス対策を実施すること

⑤アカウントの管理機能

- ・アカウントの作成・変更・削除（無効化を含む）ができること
- ・権限を設定・変更できること

⑥認証要件

- ・多要素認証（MFA）に対応可能であること
- ・パスワードポリシーが設定可能であること
桁数、有効期限、使いまわし防止等

ウ 成果品

次の成果品を提出すること

- (ア)ホームページ 一式
- (イ)システム基本仕様書・技術解説書に相当するもの 一式
- (ウ)業務モデル図 一式
- (エ)システム概要図（システム・ネットワーク構成図） 一式
- (オ)サイト構成図 一式
- (カ)作成者及び管理者マニュアル 一式
- (キ)障害発生時対応マニュアル 一式
- (ク)各種試験結果報告書 一式

エ その他留意事項

- ・本システムの開発環境（開発用のハードウェア、開発ツール等のソフトウェアを含む）、作業場所、その他必要となる環境については、受託事業者の負担と責任において確保すること
- ・完成したホームページの所有権、著作権、二次的著作物の利用権は、県に無償で引き渡すものとする。ただし、契約締結時において既に受託者又は第三者が所有する著作権及び特許権等の場合は、この限りではない
- ・新潟県と十分協議を行いながら事業を進めること

(2) 県 Instagram「こむすび県にいがた」及びウェブサイト等で発信する記事・動画の制作

ア 記事の内容

- (ア) 「子育て家庭と若者の交流イベント」実施状況及び参加者インタビュー記事 10本以上
- (イ) 「こむすびインターン」参加者インタビュー記事 20本程度
- (ウ) 「こども若者会議」の参加者インタビュー記事 5本以上
- (エ) 子育て中の社会人から若者に向けたメッセージ記事 10本以上

※(ア)～(ウ)は県主催事業

※本記事の内容は県 Instagram「こむすび県にいがた」及びウェブサイト双方での掲載を予定しているため、それぞれ両者の特性に沿った構成・文量とすること

イ 動画の内容

- (ア) 「子育て家庭と若者の交流イベント」参加者インタビュー動画 1本以上
- (イ) 「こむすびインターン」参加者インタビュー動画 1本以上
- (ウ) 若者に対する子育て中社会人からのメッセージ動画 1本以上

※(ア)～(イ)は県主催事業

※本動画は県 Instagram「こむすび県にいがた」及びウェブサイトに掲載することを想定

ウ 留意点

- ・メインターゲットは上記5（1）ア(ア)と同様とし、ターゲット層に沿った内容・構成・尺とすること
- ・制作物の内容は個人の決定に特定の価値観を押し付けたり、プレッシャーを与えたりする内容とならないよう配慮すること
- ・制作物の素材は原則、受託者において調達すること
- ・上記アについて、記事だけでなく、写真の活用等によりターゲットに対し、効果的に伝わるよう発信方法を工夫すること
- ・記事作成に当たっては、受託者において取材対象者から WEB 及び SNS に掲載されることのできることを了承をとること
- ・記事全体のスケジュール等は県と協議すること
- ・記事は県により修正することがあること

- ・作成して記事及び動画については全て県にデータとして納品すること（動画データはMP4形式とすること）

（３）（２）制作物等の発信

- ア 上記（２）の制作物を県 Instagram「こむすび県にいがた」及び（１）で制作するウェブサイトで発信すること
- イ 県事業の参加者アンケートを掲載すること
 - ※県 Instagram「こむすび県にいがた」アカウントに係る各種情報は別途受託者に情報提供予定

（４）SNS 等による広報の実施

- ア 「こむすびインターン」の受入れ家庭募集及び参加者募集に係る広告配信を県 Instagram「こむすび県にいがた」アカウントにて実施すること
 - ※本広告配信の素材は別途県が受託者に提供予定
 - ※広告配信時期は6月上旬ごろからを想定
- イ 「こむすびインターン」の実施状況及び参加者インタビューをまとめたショート動画を作成し、県 Instagram「こむすび県にいがた」アカウントにて広告配信すること
- ウ その他、上記（３）視聴数や事業認知度を高めるための広告を SNS 等で実施すること

（５）本事業に係る効果測定及び評価業務等

- ア 目標の設定
 - (ア) Instagram における 1 投稿あたりの下記項目について数値目標を設定すること
 - ・インプレッション数
 - ・リーチ数
 - ・フォロワー数に基づくエンゲージメント率
 - (イ) ウェブサイトに掲載する記事・動画ごとの下記項目について数値目標を設定すること
 - 【記事】
 - ・ページビュー数
 - ・アクティブユーザー数
 - 【動画】
 - ・視聴回数
- イ 事業計画の策定
 - 上記アに記載の目標達成を念頭に本事業に係る計画を策定し、当該計画に基づき、目標達成に向けた進捗管理を適切に行うこと。なお、計画の内容についてあらかじめ県からの確認を受けること。
- ウ 月次レポートの作成・提出
 - (ア) 各アカウントの効果的な運用を図るため、作成した記事の発信月以降、

各月の結果を分析したレポートを翌月 10 日頃までに県に提出すること
(イ) レポートには、上記アで設定した数値目標の達成状況の他、投稿記事に対する反響、広告配信状況など、本事業の効果的な運用に資する内容を報告すること

エ 県とのミーティング

月次レポート提出後、レポートの内容を基に、記事投稿や広告運用などに関する今後の事業方針を確認・検討することを目的としたミーティングを県と実施すること。

オ 最終成果報告書の作成・提出

最終業務報告書を令和 9 年 3 月 31 日（水）までに、PDF ファイルで提出すること。なお、最終投稿は、令和 9 年 3 月 12 日（金）までに行うこと。

6. その他の留意事項

- (1) 本事業において使用する画像、動画等の著作権に関する確認や登録商標に関する確認（権利侵害の有無等）は、受託者が行うこと。
- (2) 仕様書に定めのない事項については、県と対応を協議の上、決定すること。
- (3) 契約期間満了後は、次期事業者へ SNS アカウント運営継続に係る業務及びデータ類の引継ぎを行うこと。作業範囲は別途県と協議すること。
- (4) 作成する成果物の著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）は、全て県に帰属するものとし、受託者は県の許可なく他に複製・公表・貸与・使用してはならない。
- (5) 事業の執行段階において、県との協議の上で、仕様書の内容を変更することがある。